

弁護士による

～東日本大震災で被害を受けた方へ～



生活なんでも無料相談

一人で悩まず相談を!!

法テラス三河法律事務所(法テラス(日本司法支援センター)とは、多くの市民の法的トラブルを解決する目的で国が設立した公的機関です)

受付電話番号：050-3383-5467

(電話受付時間：平日午前10時～午後4時)

※ 法テラス三河法律事務所と同一の番号です。お電話の際に「被災者の相談」であることをお申し出ください。

① 電話による無料相談

相談ご希望のお電話を受付けた後、弁護士が折り返しお電話をして相談に応じます。

② 面談による無料法律相談

お電話でうかがった相談内容や被災者の方のご希望に応じて、弁護士が面談による法律相談に応じます。

場所：法テラス三河法律事務所

(愛知県岡崎市明大寺本町1-34岡崎センタービル8階)

※ 高齢や障害を抱えている相談者の方には、経済的状況や心身の状況に応じて、弁護士がご自宅や入院先等まで無料で出張して相談に応じることもできます。

被災者の方から寄せられている相談例－お気軽に相談を！－

- 「急いで逃げてきたので当面の生活費が足りないけど、どうしたらいいの？」
 - 「家が津波で消失してしまったけど、固定資産税はどうなるの？公共料金の支払はどうなるの？」
 - 「家が倒壊した(住めなくなった)が、住宅ローンの支払はどうすればいいの？」
 - 「今回の災害でひどい目に遭いました。何か補償される制度はないの？」
 - 「失業給付を受けるにはどうすればよいの？」
 - 「保険又は共済に入っているけど、給付されるの？」
 - 「会社が災害で休止状態(事実上の倒産状態)で賃金を受け取れない(未払いの賃金がある)けど、何かお金を受け取れる制度はあるの？」
- 被災者支援のための法令や福祉制度等の情報を提供させていただきます。
どんなことでもまずはお気軽にご相談下さい！